

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

納付していただく保険料の軽減割合を拡大します

以下に該当する方は、保険料が軽減されます。改めて手続きをしていただく必要はありません。

- ① 平成20年度の均等割額が7割軽減に該当する世帯の方
→ 一律8.5割軽減となります。(7月の保険料決定において軽減が適用されています)
- ② 保険料額決定通知書の中にある「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方
→ 所得割額が一律5割軽減となります。(8月中旬ごろ改めて計算し直した保険料額の通知書を送ります)

納付していただく保険料のお支払い方法の変更について

保険料のお支払いが年金からの天引き(特別徴収)になっている方で、下記のいずれかの要件を満たす方は、お申し出により、口座振替でお支払いしていただくことが可能となります。

事前に金融機関の窓口で口座振替の手続きを行っていただいた上、「お客様控え」をお持ちになって、税務課の窓口にお申し出ください。

- ① 国民健康保険税を確実に納付していた方(本人)が口座振替により納付する場合
- ② 世帯主または配偶者がいる方(年金収入が180万円未満の方)で、その世帯主または配偶者の方が口座振替により納付する場合

お申し出いただいた後に、速やかに年金からの天引きを中止する手続きを行いますが、お申し出の時期によっては中止する年金の月が延びることがあります。ご了承ください。

また、「ゆうちょ銀行」をご利用の場合は登録に日数を要しますので、お早目のお申し出をお願いいたします。

納付書で納付していただく保険料について

納付書が届いた方は、口座での振替がご利用できます。

お申し込みは、「申込者の印鑑」「通帳」「通帳の届出印」を持って、国東市内にある大分銀行・豊和銀行・大分県信用組合・九州労働金庫・大分県農協・大分県漁協 及び ゆうちょ銀行の窓口にて「国東市市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入して、そのまま提出してください。(市役所の窓口では手続きできませんので、ご注意ください。)

国東市外に居住の方は申込用紙を送付いたしますので、下記までご連絡をお願いいたします。ご不明な点は、お問い合わせください。

| | | | | |
|-------|------------------------------|---------------|------------|---------------|
| 問い合わせ | 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771 | | | |
| | 国東市役所 税務課 | ☎0978-72-1111 | 武蔵総合支所 税務係 | ☎0978-68-1111 |
| | 国見総合支所 税務係 | ☎0978-82-1111 | 安岐総合支所 税務係 | ☎0978-67-1111 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---------------|---------------|---------------|-------|---------------|---------------|----------------|---------------|----------------|-------|----------------|----------------|----------------|------|--|--|--|---|---------|--|----------------------------------|---|
| 問い合わせ | ☎0978-67-1111 | 安岐総合支所地域市民健康課 | ☎0978-68-1112 | 介護福祉係 | ☎0978-82-1112 | 武蔵総合支所地域市民健康課 | ☎0978-172-1516 | 国見総合支所地域市民健康課 | ☎0978-172-1516 | 介護福祉係 | ☎0978-172-1516 | 国東市福祉事務所障がい福祉係 | ☎0978-172-1516 | 申請窓口 | 国東市外に居住の方は申込用紙を送付いたしますので、下記までご連絡をお願いいたします。ご不明な点は、お問い合わせください。 | ○「重度の障がい者(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)が世帯主の場合」に、半額免除となります。※従来の「重度のし体不自由者」から対象を拡大します。申請方法等詳しくは、左記までお問い合わせください。 | ○「半額免除」 ○視覚・聴覚障がい者が世帯主の場合に、半額免除となります。 ※視覚・聴覚障がい者の免除基準は従来と変更はありません。 ○「重度の障がい者(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)が世帯主の場合」に、半額免除となります。※従来の「重度のし体不自由者」から対象を拡大します。申請方法等詳しくは、左記までお問い合わせください。 | ※従来の「身体障がい者」「重度の知的障がい者」から対象を拡大します。生活状態の条件を「市町村民税非課税」に統一します。 | 除となります。 | 【全額免除】 ○「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税(住民税)非課税の場合に、全額免除となります。 | 障がいのある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準が変わります | 10月1日から、免除基準が次のとおり変わります。(8月から事前に申請ができます。) |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |